

学校法人創志学園  
環太平洋大学大学院 学則（案）

## 第1章 総則

（目的）

第1条 環太平洋大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神である「挑戦と創造の教育」のもとに、スポーツを多様な立場から研究することで、スポーツに関わる様々な職域で専門的力量を備えた高度専門的職業人の養成を目指すことを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本大学院は、その教育水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目設定、実施体制等については別に定める。

## 第2章 教育研究組織

（名称）

第3条 本大学院は、環太平洋大学(International Pacific University)大学院という。

（課程と専攻の目的）

第4条 本大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 専攻の目的は別に定める。

（研究科）

第5条 本大学院に次の研究科、専攻及び課程を置く。

スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻修士課程

（研究科の組織、並びに学生定員）

第6条 本大学院に設置する研究科、専攻、並びに各々の入学定員・収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	8人	16人

## 第3章 修業年限・学年・学期・授業・休業日

（修業年限等及び在学年限）

第7条 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年とする。

2 本大学院に在学できる最長年数は、修士課程にあっては4年とする。

（学年の終始時期）

第8条 4月入学者の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期の終始時期）

第9条 学年を前期、後期に分けて次のとおりとする。

4月入学

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は学期を変更することができる。

(休業日)

第10条 本大学院の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
  - (3) 創立記念日
  - (4) 夏季休業 8月4日から 9月23日まで
  - (5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで
  - (6) 春季休業 2月15日から 3月31日まで
- 2 休業日においても必要がある場合は授業を行うことがある。
- 3 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

#### 第4章 入学、転・編入学、休学、退学、除籍、再入学及び満期退学

(入学時期)

第11条 入学の時期は学期の始めとする。

(修士課程の入学資格)

第12条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院において、大学に3年以上在学し所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学手続き及び入学許可)

第13条 本大学院の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本大学院に入学しようとする者は、本大学院の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して選考の上、入学者を決定する。
- (3) 前項の選考結果に基づいて合格の通知を受けた者は、本学所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。
- (4) 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第14条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、2か月以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が休学しようとする場合、1年を超えて休学することはできない。また、やむを得ず1年を超えて休学しようとする場合は、改めて所定の手続きをとり、学長の許可を受けなければならない。

3 休学の願い出は、各学期開始の前日までを原則とする。

(休学期間及び復学)

第15条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は通算して、修士課程においては2年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には通算休学期間の延長を認めることがある。

3 休学の期間は第7条の在学年限に算入しない。

4 休学者は、休学期間中は授業に出席、又は試験を受験することはできない。

5 休学者は、休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を受けた上で、休学期間を短縮して学期の途中で復学することができる。

## (転入学)

第16条 他の大学院の学生が、所属の大学の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り、選考の上、これを許可することがある。

2 前項の転入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、研究科委員会において審査の上、その一部または全部を認める。

## (転学)

第17条 本大学院の学生が、他の大学院に転学を志願しようとするときは、あらかじめ許可を得なければならない。

## (退学)

第18条 退学しようとする者は、保証人の連署の上、その事由を記載した書類を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学を願い出る者は、退学する日を含む学期の学納金等を全額納入していなければならない。ただし、休学を許可された期間内においてはこの限りではない。

## (除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、除籍処分とする。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 授業料等の学納金を滞納し、催促してもこれに応じない者
- (3) 第14条に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 学内外において法律に反する行為をした者
- (6) 死亡した者

## (再入学)

第20条 以下の各号のいずれかに該当する者が、再入学を願い出たときは、欠員がある場合に限り、在学していたときの成績を考慮して、再入学を許可することがある。

- (1) 第18条第1項に定める退学者
- (2) 第19条第1項に定める除籍者の内、第3号に定める者
- (3) その他、学長が特に認める者

**第5章 教育課程及び履修方法等**

## (教育課程の編成)

第21条 教育課程は、本大学院の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。授業科目名及び単位数は、別表第1のとおりとする。

3 教育職員免許状の授与を受けようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づき、同法第4条に定める免許状の種類に応じて、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定するそれぞれの教科目及び単位数を修得しなければならない。

4 本学で修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第2のとおりとする。

5 授業科目の種類、単位数及び履修方法に関して必要なことは、別にこれを定める。

## (教育の方法)

第22条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 授業科目の授業は講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第2項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 第2項の授業の実施に関する事項は、別に定める。

(教育方法の特例)

第23条 大学院の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

(授業科目・研究指導及び単位数)

第24条 各研究科における授業科目、単位数は別表1のとおりとする。履修方法は別に定める。

(研究指導)

第25条 研究科委員会は、研究指導のために、各学生ごとに指導教員を定める。

2 研究指導およびその履修方法については、各研究科において別に定める。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義・演習については、1時間の講義・演習に対し、教室外の2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義・演習をもって1単位とする。

(2) 実験・実習・実技については、毎週3時間15週の実習をもって1単位とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、本大学院の第1年次に入学した者が、入学前に大学院において学修及び修得した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院で修得した単位として認定することができる。

(他の研究科・専攻又は他の大学院における授業科目の履修)

第28条 研究科委員会において教育研究上有益と認められたときは、本大学院の定めるところにより、本大学院の他の研究科又は専攻、若しくは他の大学院の授業科目を、当該大学院研究科・専攻とあらかじめ協議の上、合計して10単位を超えない範囲で履修させることができる。

2 前項により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で所属する研究科・専攻において履修したものとみなすことができる。

(留学)

第29条 研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、外国における正規の高等教育機関で、学位授与権を有する大学の大学院、又はこれに相当する教育研究機関とあらかじめ協議の上、当該大学院等の授業科目を履修させることができる。

2 留学期間は修業年限及び在学年数に算入できる。

3 留学により履修した授業科目の単位は、前条において履修した単位とあわせて10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第30条 研究科委員会は、修士課程について、指導教授が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、当該大学院又は研究所等において研究指導を受けることを許可することができる。

2 前項に規定する研究指導を受ける期間は、1年以内とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条 学生が職業を有している等の事情により、第7条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、学長はその計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 試験・課程修了及び学位の認定

(単位の認定)

第32条 履修授業科目に対する単位の認定は、試験又は研究報告等の結果、第33条に定める合格の評価を受けたものに対して行う。

2 履修授業科目を受講し合格の評価を得ても、学費未納除籍又は学費未納退学となった者は、単位認定を受けることができない。

## (試験)

第33条 授業科目の試験は研究科委員会が定める方法により、適当と認められる時期に行う。

2 やむを得ない理由で前項に定める試験を受けることができなかつた者は、研究科委員会の承認を得て追試験を受けることができる。

## (成績の評価)

第34条 試験の成績及び学位論文審査は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、C評価以上を合格とする。ただし、必要と認められる場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

2 科目試験の成績は以下のとおりとする。

- (1) S (合格) : 100～90点
- (2) A (合格) : 89～80点
- (3) B (合格) : 79～70点
- (4) C (合格) : 69～60点
- (5) D (不合格) : 60点未満

3 なお、不合格となった場合は、前項以外の評語として以下の区分を行うことがある。

- (1) E : 40点未満の評点および出席不足(出席数が3分の2未満)科目の評語
- (2) F : 不受験科目の評語

4 前条に規定する評価以外に、研究指導科目や単位認定科目等に合格した場合は「G(合格)」で評価することがある。また、入学前に大学院等で修得した科目等を認定された場合は「N(認定)」で評価する。

## (修士課程の修了要件)

第35条 修士課程に2年以上在学し、別に定める履修方法に従い、人間開発専攻においては30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出しその審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。

2 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前項の規定に関わりなく修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 研究科委員会において適当と認めるときは、特定の課題の研究成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

## (課程修了の認定)

第36条 課程修了の認定は、研究科委員会の議にもとづき、学長が行う。

## (学位の授与)

第37条 本大学院の修士課程を修了した者に、学長は本学学位規則により学位を授与する。

## (学位の区分)

第38条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	学位
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	修士 (スポーツ科学)

## 第7章 学納金等

## (学納金)

第39条 本大学院の入学金、授業料、施設設備費等の学納金は、別表第3のとおりとする。

2 入学を許可された者は、入学金、授業料等の学納金を指定された入学手続き期間内に納めなければならない。

3 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

4 正当な理由がなく、かつ所定の手続を行わずに授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、第19条第1項第2号により除籍することがある。

(休学の場合の学納金等)

第40条 休学中は、所定の授業料等の学納金を納入しなければならない。ただし、休学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の学納金を減額することができる。

(留学の場合の学納金等)

第41条 留学中は、所定の授業料等の学納金を納入しなければならない。ただし、本学と協定を提携していない外国の大学等への留学において、その留学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の学納金を減額することができる。

(再入学の場合の学納金等)

第42条 第20条に定める再入学を許可された者は、授業料、教育充実費、及び施設設備費を所定の期日までに納入しなければならない。

(退学の場合の学納金等)

第43条 退学する場合は、退学の日の属する学期について納入すべき授業料等の学納金を全額納入しなければならない。

(納付した学納金等)

第44条 既に納入した入学金検定料、入学金及び授業料等の学納金は、原則として返還しない。

2 ただし、授業料に関しては、入学以前に届けをもって辞退した場合に限り、納付者の申出により当該授業料相当額を返還することができる。

(手数料等)

第45条 手数料の種類及び納入額については別に定める。

2 前項に定めるもののほか、特に必要があるときは、特別の手数料又は費用を徴収することがある。

## 第8章 科目等履修生、特別科目等履修生、外国人留学生及び研究生に関する事項

(科目等履修生)

第46条 本大学院で開講する授業科目のうち、一又は複数の授業科目の一部を履修し、単位を修得しようとする者に対しては、本学の教育研究に支障がない限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生として履修した授業科目の単位の認定については、第32条を準用する。

3 科目等履修生には、第34条及び第35条を適用しない。

4 科目等履修生は、科目等履修料を納付しなければならない。

5 科目等履修料については別に定める。

6 前5項のほか科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別科目等履修生)

第47条 他の大学院等との単位互換協定に基づき、当該他大学院等の学生が本学において特定の授業科目を履修し、単位を取得しようとする場合は、特別科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 特別科目等履修の開始日は学期の始めとする。

3 特別科目等履修生に関して必要な事項は、当該大学院等との協定に基づいて定める。

4 前三項のほか特別科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、第12条に規定する入学資格を有する者で、大学院において教育を受ける目的を持ち、本大学院への入学（転入学、編入学及び学士入学を含む）希望する者がある場合は、選考の上、学長は外国人学生として特別に入学を許可することができる。

2 外国人留学生のうち本大学院と協定を締結した外国の大学院の学生で、協定に基づき一定の期間本大学院に入学を許可された学生を外国人協定留学生という。

3 前二項のほか外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 本大学院において特定の教員の下で特定の事項について研究することを志願する者に対しては、本学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 前項のほか研究生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 教職員組織

(指導教員)

第50条 本大学院における授業及び研究指導は、主として本大学院の教授が担当するものとし、准教授がこれを担当することができるものとする。

2 大学院担当教員に関する規則は別にこれを定める。

## 第10章 運営組織

(研究科委員会)

第51条 本大学院にスポーツ科学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）を置く。

2 研究科委員会は、研究科長、研究科に所属する専任の教授をもって組織し、学長及び副学長は必要に応じて出席することができる。

3 研究科委員会には、研究科に所属する准教授、その他の職員を加えることができる。さらに、学部との接続を図るため、研究科長は体育学部長、その他の体育学部教員を必要に応じてオブザーバーとして加えることができる。

4 研究科委員会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、及び課程の修了に関すること

(2) 学位の授与に関すること

(3) 教育課程に関すること

(4) 前三号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 研究科委員会に関し必要な事項は別に定める。

(事務組織)

第52条 本大学院の事務を処理するため、若干名の職員を置く。

## 第11章 賞罰

(褒賞)

第53条 本大学院の学生として、品行方正、成績優秀にして、他の模範となる者を褒賞することがある。

(懲戒)

第54条 学生が、本学則その他本大学院の定める諸規則に違反して、学生としての本分にもとる行為があったときは、学長が懲戒処分を行うことがある。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱すなど、学生としての本分に反したと認められる者

## 第12章 附属施設

(図書館)

第55条 本大学院に図書館を置く。

2 本大学院の教職員及び学生は、別に定める附属図書館規程に従って図書を閲覧することができる。

(スポーツ科学センター)

第56条 本大学院にスポーツ科学センターを置く。

2 スポーツ科学センターに関する規程は、別にこれを定める。

### 第13章 その他

(健康診断)

第57条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(その他)

第58条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長がこれを定める。

(改廃)

第59条 この学則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表第1 スポーツ科学研究科 教育課程

(スポーツ科学研究科 スポーツ科学専攻 (修士課程) ) 【2025年度生以降対象】

科目区分	授業科目の名称	授業種別	配当		単位数	
			年次	学期	必修	選択
スポーツ科学研究コア科	スポーツ科学特論	講義	1	前期	2	
	スポーツ科学研究方法論	講義	1	後期	2	
	小計 (2科目)	2	—	—	4	0
スポーツ文化・教育領域	スポーツ文化特論	講義	1・2	前期		2
	スポーツ史特論	講義	1・2	後期		2
	スポーツ倫理学特論	講義	1・2	前期		2
	スポーツ教育学特論	講義	1・2	後期		2
	スポーツ運動学特論	講義	1・2	前期		2
	小計 (5科目)	5	—	—	0	10
スポーツ科学・実践応用領域	スポーツデータサイエンス特論	講義	1・2	前期		2
	スポーツバイオメカニクス特論	講義	1・2	前期		2
	アダプテッドスポーツ学特論	講義	1・2	後期		2
	身体活動情報分析学特論	講義	1・2	後期		2
	運動生理学特論	講義	1・2	前期		2
	コーチング学特論Ⅰ (個人種目)	講義	1・2	後期		2
	コーチング学特論Ⅱ (集団種目)	講義	1・2	後期		2
	コーチング学特論Ⅲ (走・跳・投)	講義	1・2	前期		2
	トレーニング学特論	講義	1・2	後期		2
小計 (9科目)	9	—	—	0	18	
スポーツ研究演習	スポーツ科学研究演習Ⅰ	講義	1	前期	2	
	スポーツ科学研究演習Ⅱ	講義	1	後期	2	
	スポーツ科学研究演習Ⅲ	講義	2	前期	2	
	小計 (3科目)	3	—	—	6	0
合計 (19科目)		19	—	—	10	28

## 卒業要件及び履修方法

スポーツ科学研究コア領域から4単位、スポーツ文化・教育領域から6単位以上、スポーツ科学・実践応用領域から14単位以上、スポーツ科学研究演習領域から6単位を必修とする。  
修士論文または特定課題研究は修了要件であるが、単位は付与しない。

(第21条4項関係)  
別表第2 修得できる教員免許状の種類及び教科

【2025年度以降入学生対象】

研究科名	専攻名	取得資格・免許状の種類
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻 修士課程	中学校教諭専修免許状（保健体育）
		高等学校教諭専修免許状（保健体育）

(第21条4項関係)

別表第2 教育課程と指定規則との対比表1 (中学校・高等学校教諭免許〔保健体育〕)

中学校・高等学校教諭専修免許状 (保健体育)

[2025年度生以降対象]

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学で定められた開設授業科目			備 考
科 目	授業科目名	単位数			
		必修	選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	スポーツ科学特論	2		必修科目4単位および選択科目から20単位選択して履修
		スポーツ科学研究方法論	2		
		スポーツ文化特論		2	
		スポーツ史特論		2	
		スポーツ倫理学特論		2	
		スポーツ教育学特論		2	
		スポーツ運動学特論		2	
		スポーツデータサイエンス特論		2	
		スポーツバイオメカニクス特論		2	
		アダプテッドスポーツ学特論		2	
		身体活動情報分析学特論		2	
		運動生理学特論		2	
		コーチング学特論Ⅰ(個人種目)		2	
		コーチング学特論Ⅱ(集団種目)		2	
		コーチング学特論Ⅲ(走・跳・投)		2	
トレーニング学特論		2			

※中学校教諭専修免許を希望する場合は、中学校教諭一種免許(保健体育)(所要資格を含む)が必要。

※高等学校教諭専修免許を希望する場合は、高等学校教諭一種免許(保健体育)(所要資格を含む)が必要。